

第3号様式（第4条関係）

入札心得書

- 1 入札指定書の交付を受けた者（以下「入札者」という。）又は抽選指定書の交付を受けた者（以下「抽選者」という。）以外の者は、入札又は抽選に参加することができない。
- 2 入札者は、別に定める様式による入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ封をし、入札保証金の納入済証を添えて、入札の時間までに係員に差し出すこと。
- 3 入札者が入札書を作成するときは、字面を明らかに書くこと。
- 4 公売物件は、1個又は数個の物件を分割してその一部を入札することができない。
- 5 抽選者は、抽選保証金の納入済証を提出し、抽選を行うものとする。
- 6 代理人に入札又は抽選を委任するときは、あらかじめ委任状を提出すること。
- 7 次の各号の一に該当する入札又は抽選は無効とする。
 - (1) 入札書の記載事項が不明確なもの又は入札書に記名がないもの
 - (2) 入札書の記載事項を訂正したもの
 - (3) 所定の入札書を用いないもの
 - (4) 同一人が同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したとき、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき。
 - (5) 入札者が連合して不当に価格をせり下げ又は他人の入札、抽選を妨げ、若しくは係員の職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 入札者又は抽選者が、この心得書の各条項に違反したとき。
- 8 開札は、公告による日時及び場所で行われ、入札者立ち会いのうえ行うものとする。もし入札者又は代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない市職員に立ち会わせて開札する。この場合、立ち会わないことを理由として異議を申し出ることができない。
- 9 入札者のうち、最低処分価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とする。落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。
- 10 入札による落札者又は抽選による当選者（以下「落札者等」という。）には売却決定通知書により通知する。
- 11 売却決定通知書の交付を受けた者は、通知書で指定する日までに所定の土地売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 12 落札者等が、所定の期日までに契約を締結しないときは、入札保証金又は抽選保証金の返受を受けることができない。
- 13 契約を締結するときは、契約保証金として売買価格の100分の5以上の額に相当する金額を納付しなければならない。

- 14 入札保証金又は抽選保証金は、契約保証金に充当し、契約保証金は、売買代金に繰り入れるものとする。
- 15 売買代金は、契約締結の日から10日以内に納入しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、1年以内に限り売買代金を分割納入することができる。
- 16 売買代金を完納したときは、当該土地の引き渡しを受け、その土地を使用し、又は収益することができる。
- 17 売買した保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項に規定する換地処分に伴う登記の完了後、行うものとする。
- 18 前項に規定する登記に必要な費用は、買受人の負担とする。
- 19 買受人が次の各号の一に該当するときは、契約を解除する。この場合において、既に納入した売買代金のうち契約保証金に相当する額は返還しない。
 - (1) 納期限内に売買代金を納入しなかったとき。
 - (2) この心得書又は契約条項に違反したとき。
- 20 その他の事項については、いわき都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地処分規則によるものとする。